熊本学園大学付属高等学校・中学校 いじめ防止基本方針

１ はじめに

本校は、開校以来、建学の精神「師弟同行」のもと、生徒と教師はもちろん、生徒同士、教員同士も互いを尊重し、共に学び合う教育を実践してきた。いじめは、この信頼関係を根底から覆すものであり、決して許されるものではない。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においては、「いじめ防止対策推進法」および「熊本県いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校の三綱領（教育目標）である「英知・気品・剛気」の精神を具現化し、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義な活動に取り組むことができるよう、いじめが起きない、いじめを起こさない、いじめを許さない学校づくりを目指し、学校全体でいじめの防止と、早期発見、早期対応に適切に取り組むため、本基本方針を策定する。

注：法は、「いじめ防止対策推進法」を示す。

２ いじめの定義

（定義）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから、いじめられた生徒自身がその事実を否定する場合があり得ることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして継続的に確認する必要がある。

ただし、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認すること（アンケートやヒアリング等）を排除するものではない。 なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによって行われることではなく、本校に設置する「いじめ問題対策委員会」を通して行う。

ここに言う「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をしつこく要求されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、他所の目の届かない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案 についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた上で適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校としてはその事実を踏まえた上で適切に対応することが必要である。

これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、当該事案を「いじめ問題対策委員会」による審議の俎上へと挙げなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

・仲間はずれ、集団による無視をされる

・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

・金品をしつこく要求される

・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものも含まれる。そうした事案については、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察等諸外部専門機関に相談・通報した上で、連携しながら対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを認識し、根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。

特に、多様な背景が生徒にはあることを念頭に、学校として配慮を必要とする生徒については、日常的に、適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の

生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが必要である。

併せて、教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことに対する理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」集団づくりを進めることが必要である。

さらに、自他の存在や人格を尊重する態度を身につけ、意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動や行動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断しながら選択できる力などに基づいた、円滑なコミュニケーションを図る能力を育むことが大切である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図るとともに、ストレスに対して適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりもいじめ行為の未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものであり、周囲のあらゆる大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、周囲からは気付きにくく、また判断しにくい形で行われることがあり得ることを認識しなければならない。

生徒が思春期の多感な時期であることから、表面的な表情や「大丈夫です」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒たちがいじめを隠したり、軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の積極的な実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめ被害を訴えやすい体制を整えるとともに、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、状況の詳細を確認した上で、いじめ行為を行ったとされる生徒に対して、事実を確認し、適切に指導するなど、組織的な対応を行う。

※発見されたいじめ事案への対応

・被害生徒とその保護者への支援

被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えて、自尊感情を傷つけないよう留意する。

また、迅速に保護者に正確な事実関係を伝え、被害生徒や保護者に対して、学校として徹底して支援する姿勢を示し、秘密事項を守ることを伝え、できる限り被害生徒と

保護者の不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害者の安全を確保する。

あわせて、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）や必要に応じてカウンセラーなどの専門家と連携し、いじめられた生徒に寄り添いながら支える体制をつくる。

・加害生徒への指導と保護者への助言

加害を行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめ行為をやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取した後、迅速にいじめ行為を行った側の保護者に連絡し、当該事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者側へ協力を求めるとともに、保護者に対しては今後の家庭における指導方針等について、継続的な助言を行う。

いじめ行為を行った生徒への指導においては、いじめは被害者の心身を傷つけ、生命を脅かす可能性のある行為であることを理解させ、特別な指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行い、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめ行為の背景にも目を向け、加害生徒の以後の健全な人格の育成にも配慮する。

・いじめが起きた集団への対応

集団の中には自らが所属する集団でいじめ行為が発生している事実に対して不安な気持ちを持つ生徒がいる可能性があるため、学校として「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて個別に面談などの対応を行うなど、生徒が不安を抱かないように安心して学校生活を送れるように支援する。

また、集団に対しても、周囲に起こるいじめ行為を自分の問題として正面から捉えることができるように促していく。たとえ、起きているいじめに対して注意することはできなくても、誰かに知らせるといった勇気を持ち、行動できるような姿勢を培うことを伝える。さらに集団の中において、はやしたてるなどのいじめ行為に同調していた生徒に対しては、それらの行為は「いじめに加担する行為である」ことを理解させることを徹底し、いじめ行為に対する毅然とした姿勢を徹底する。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒による、いじめられた生徒に対する謝罪のみでいじめ事案は終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む、集団が好ましい姿勢に基づいた集団活動を取り戻し、新たにあらゆる活動に踏み出すことが出来るようになるまでが含まれる。

（4）いじめの解消

いじめとは、単に当事者同士の謝罪を以て安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件ア及びイが満たされている必要がある。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、一定期間が経過した段階で判断する。

イ　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、面談等で被害生徒及びその保護者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

ただ、上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、たとえ「解消している」状態に至った場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

４ 重大事態への対処

（１）「重大事態」の定義について

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあ ると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間学校を欠席」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する場合がある。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（2）重大事態の対応について

重大事態が発生した場合には以下のように対応する。

ア 学校から学校法人へ事態発生の報告をする

イ 学校法人から県知事へ事態発生の報告をする。

ウ 学校法人が調査の主体を判断する。

「学校」が調査主体の場合

（ア）調査組織を設置する

事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

調査組織には 「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。その際、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

（イ）調査の実施

・いじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか

・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか

・学校・教職員がどのように対応したか

上記の点について事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするよう務める。

◯いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先し、学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

◯いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や、聴き取り調査等がある。

（ウ）いじめを受けた生徒やその保護者への調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（エ）学校から学校法人に調査結果を報告する。

（オ）学校法人から県知事へ調査結果を報告する。

イ「学校法人」が調査主体の場合

（ア）～（ウ）については「学校」が調査主体となる場合に準じる。

（エ）学校法人から県知事へ調査結果を報告する。

5 いじめの防止等のための組織

名称：「いじめ問題対策委員会」

（1）委員会の構成員

・中学校

A 副校長（教育相談部長）、中学部長、生徒指導主事（情報集約担当者）、当該学年主任、当該クラス担任、養護教諭、関係教職員

B 校長、他学年主任、生徒部長

C 人権同和主担者、外部有識者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、臨時の場合はその構成員の選定については都度検討する）

・高等学校

A 副校長（教育相談部長）、教頭、生徒部長（情報集約担当者）、当該学年主任、当該クラス担任、養護教諭、支援コーディネーター、 関係教職員

B 校長、他学年主任、教務部長、進路部長、支援コーディネーター

C 人権同和主担者、外部有識者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、臨時の場合はその構成員の選定については都度検討する）

＊委員会の構成員は必要に応じて、AからCへと拡大する。

（2）委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・ 実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報（アンケート等の実施）や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を定期的に行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。また、重大事態等が発生した場合、その中心となる対応等を検討する。
- 学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割を持つ。

6 年間計画

校長の責任のもと、年度当初（4～6月）にいじめ問題対策委員会を設置し、前年度の取り組みを受けて本年度の方針を確認する。また、年度末（2～3月）には取り組みの反省と次年度の方針をまとめる。

（1）年間の取り組みについて検証を行う時期

各学期（前期・後期）にいじめ問題対策委員会を開催することにより検証を行う。

（2）校内研修の内容と実施時期

ア 生徒理解に係る教職員研修

イ いじめ問題に係る教職員研修

実施時期は年度毎に計画する。

（3）いじめ行為の未然防止を目指した校内取り組みの内容と実施時期

・紫雲祭・紫紺祭・クラスマッチなど学校行事を充実させる。（年間）

・生徒会を中心に生徒が主体となる諸活動を充実させる。（年間）

・生徒・保護者に対して校内における相談窓口及び各種電話相談の窓口について周知を図る。（4月）

・中学、高校全学年で行う、深学科プレゼンテーション発表会を実施する。（4月）

・インターネットトラブル防止講演会を実施する。（4月）

・人権講演会を実施する。（5月）

・保健講演会を実施する。（6月）

・奨学会主催講演会、ようこそ先輩等、講演会の聴講を通して自らの生き方を探究する。（各学年）

・保護者を学校に招待し、「深学科プレゼンテーション発表会」を実施する。（3月）

（4）いじめ行為の早期発見につなげる校内取り組みと実施時期

・担任をはじめとした教職員による生徒の日々の見守りと対応。（年間）

・いじめに関するアンケートを実施する。（4月・12月）

・学校生活に関するアンケートを実施する。（5月）

・学校評価アンケートを実施する。（生徒・保護者対象。12月）

・二者面談を実施する。（全員実施は5月、12月。さらに、必要に応じて随時行う）

・三者面談を実施する。（全員実施は7月。さらに、必要に応じて随時行う）

・いじめ問題対策委員会を実施する。（毎月第1週目）

・支援会議を実施する。（毎月最終週）

・生徒相談会を実施する。（毎週）

・スクールカウンセラーの来校日を生徒へ周知する。（毎月）

平成26年3月 策定

令和8年3月 改訂